朝銀西信用組合

## 当座勘定規定の改定について

## ~手形帳・小切手帳の発行受付終了について~

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、政府・産業界・金融界は一丸となって、2026年度末(令和9年3月末)までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを行っております。

当組合におきましても、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、2025 年 12 月 30 日をもちまして手形帳、小切手帳の発行受付を終了し、2026 年 1 月 5 日から下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

なお、上記期日前であっても手形帳、小切手帳の在庫が無くなった時点で発行受付を終了させていただきます。 また、改定日以前にご契約いただきましたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。 何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1. 改定日 2026 年 1 月 5 日
- 2. 主な改定内容
  - ○当座勘定規定の主な改正点
    - ① 「第7条(手形、小切手の支払)」で、払戻し方法等に「払戻請求書」を追加
    - ② 「第8条(手形、小切手用紙等)」で、手形・小切手用紙の請求に関する規定を削除
    - ③ 「第13条(支払保証)」で、自己宛小切手に関する規定を削除
    - ④ 「第12条」「第16条」へ「払戻請求書」を追加
- 3. 対象となる規定等
  - ○当座勘定規定(一般用)

なお、主な改正内容につきましては、「新旧対照表」をご確認ください。

## ○当座勘定規定(一般用)

② (省略)

改正後 現 行 第7条 (手形、小切手の支払等) 第7条 (手形、小切手の支払) ①~② (省略) ①~② (同左) ③ 当座勘定の払戻しは次のいずれかの方法で行ってください。 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押 (新設) 印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (新設) ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の 払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため の本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必 要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことが あります。 第8条(手形、小切手用紙等) 第8条(手形、小切手用紙) ①~④ (省略) ①~④ (同左) ⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認めら ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要 れる枚数を交付します。 と認められる枚数を<u>実費で</u>交付します。 ⑥~⑦ (省略) ⑥~⑦ (同左) 第12条(手数料等の引落し) 第12条 (手数料等の引落し) ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替 ① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、 費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻 立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手に 請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものと よらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしま します。 す。 ② (同左) ② (省略) 第13条(支払保証) 第13条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があると きは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘 定から引落します。 第16条(印鑑照合等) 第16条(印鑑照合等) ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影ま ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 たは署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みま みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合 す)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合 し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、 し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切 払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があって 手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そ も、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

② (同左)